

3 四日市港の港湾・海岸事業の推進

(1 港湾機能の維持・強化等に向けた取組)

(国土交通省)

【要望項目】制度・予算

- 1 高まる港湾需要に対応するため、霞ヶ浦地区の混雑解消と四日市港の港湾機能強化に向けた整備促進、および予防保全事業に必要な予算を確保すること。
- 2 人々が集い、憩える港湾空間を創出するための社会資本整備総合交付金に係る予算を確保すること。

《現状・課題等》

- 四日市港は、明治の開港から現在に至るまで、中部圏における国際ゲートウェイとして、背後圏産業を物流面から支えるという重要な役割を担っています。
- 平成30年4月1日には、臨港道路霞4号幹線（四日市・いなばポートライン）が開通したほか、新名神高速道路の県内区間全線や東海環状自動車道の一部区間が供用開始となる予定であり、四日市港の利便性がますます向上します。
- 霞ヶ浦地区においては、コンテナ貨物の取扱量増加、オイルコークスやバイオマスといったバルク貨物の新たな受入れ、完成自動車取扱の四日市地区から霞ヶ浦地区への集約化に加え、外国客船の受入れも始まるなど混雑した状況が続いています。さらに、効率的なコンテナターミナル運営を実現するためには、現在、南ふ頭と北ふ頭に分散しているコンテナ機能の北ふ頭への集約を検討する必要があります。そのため、霞ヶ浦地区の混雑解消や四日市港の港湾機能強化に向けた整備促進が求められています。
- 一方で、四日市港の港湾施設の多くは、供用から40年ほどが経過し、老朽化対策が喫緊の課題となっています。高まる港湾需要に対応するためには、国直轄事業や補助事業による霞ヶ浦地区の岸壁改良、東防波堤改良の予防保全事業を着実に実施することで、港湾機能の維持・強化を図っていく必要があります。
- また、市街地に近い四日市地区は、親水性があり、人々が集い、憩える港湾空間の創出が求められていますが、老朽化が顕著である護岸を緑地護岸として改修しているため、緑地整備に係る社会資本整備総合交付金の予算確保が急がれます。

担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、社会資本整備総合交付金交付要綱

3 四日市港の港湾・海岸事業の推進 (1 港湾機能の維持・強化等に向けた取組)

(国土交通省)



○霞ヶ浦地区的混雑解消

- ・完成自動車取扱の集約(H29夏～)
- ・発電設備の燃料転換による新たなオイルコークスの受入れ(H29秋～)
- ・外国客船の受入れ(H30.1月～)
- ・バイomas発電設備に伴う新たなバルク貨物受入れ(2019秋予定)

○求められる効率的なコンテナターミナル運営

港湾機能強化に向けた整備促進と予防保全事業の着実な実施が必要！

○港湾施設の多くが供用から40年ほど経過

- 老朽化対策が喫緊の課題
- 高まる港湾需要への対応
- 施設の延命化を図り、将来においても確実な機能を確保

○レトロな景観資源の活用

- 老朽化した護岸の改修を行うとともに、緑地として利用転換

親しみある港湾空間創出に係る
社会資本整備総合交付金の予算
確保が必要！

【要望項目】

- 1 高まる港湾需要に対応するため、霞ヶ浦地区的混雑解消と四日市港の港湾機能強化に向けた整備促進、および予防保全事業に必要な予算を確保すること。
- 2 人々が集い、憩える港湾空間を創出するための社会資本整備総合交付金に係る予算を確保すること。

3 四日市港の港湾・海岸事業の推進 (2 海岸保全施設の強靭化に向けた取組)

(国土交通省)

【要望項目】制度・予算

津波、高潮、波浪等による災害に備え、臨海部の住民・企業の安全・安心の確保を図るため、防災・安全交付金（海岸）の予算確保を図ること。

《現状・課題等》

- 本県が実施した地震被害想定調査の結果、理論上最大クラスの南海トラフ地震が発生した場合、地震の揺れや津波等により県内で約53,000人の死者が発生するなど、広域かつ深刻な被害が想定されています。四日市港においても、一部地域が津波による浸水域になると想定されており、住民生活や企業活動の確保が喫緊の課題となっています。
- わが国有数の石油化学コンビナートが立地している四日市港は、電力、燃油等のエネルギー供給拠点として住民生活・企業活動を支えるとともに、高度な基礎素材・部材の供給拠点として、背後圏に集積するものづくり産業のサプライチェーンを根幹から支えています。
- このような中、南海トラフ地震などの大規模地震や津波により被害を受けた場合は、エネルギー供給機能の低下から、住民生活や復旧作業等への影響が懸念されるとともに、基礎素材・部材のサプライチェーン寸断による背後圏産業の生産性低下が危惧されるところです。
- 南海トラフ地震等の大規模地震や津波、高潮、波浪等に対して、臨海部の住民や企業の安全・安心を確保するために、富田港地区や1号地地区（末広町）で実施中の高潮対策および、長寿命化計画に基づく老朽化対策を行うことが求められており、本対策を着実に実行するためには、防災・安全交付金（海岸）のさらなる予算確保が必要です。

担当課名 四日市港管理組合

関係法令等 港湾法、海岸法、社会資本整備総合交付金交付要綱

3 四日市港の港湾・海岸事業の推進 (2 海岸保全施設の強靭化に向けた取組)

(国土交通省)



1号地地区 高潮対策事業

護岸補強 (Coastal Reinforcement)
○津波・高潮による海水の侵入が懸念され、耐震対策を踏まえた護岸補強に着手

富田港地区 高潮対策事業

完成区間 (Completed Section)
豊栄樋門 (Fukurogawa Sluice Gate)
改良 (Improvement)
護岸補強 (Coastal Reinforcement)
○築後50年が経過し、耐震基準を満たさない状況のため護岸補強を実施
○老朽化により設備の信頼性が低いため設備の改良を実施

排水機場改良 (Drainage Equipment Improvement)

切迫性の高い南海トラフ地震・津波や頻発する台風に備えた防護機能が必要！

【要望項目】

津波、高潮、波浪等の災害に備え、臨海部の住民・企業の安全・安心の確保を図るため、防災・安全交付金（海岸）の予算確保を図ること。

【四日市港管理組合】

4 近年の地震・風水害等をふまえた農山漁村地域の防災・減災対策の充実・強化

(総務省、農林水産省)

【要望項目】制度・予算

数十年に一度の災害が毎年のように頻発する中、住民の命と暮らしの安全・安心を確保するため、これまでの対策を総点検するとともに、防災・減災対策に係る十分な予算額の確保と必要な財政措置を講じること。

- 1 農業用ため池や排水機場の老朽化・耐震対策の着実な推進に向けて、農村地域防災減災事業の予算を十分に確保するとともに、今後3年間で集中的に行うため池整備等の緊急対策について、平成30年度予備費使用と同様の公共事業等債となるよう財政措置を図ること。また、防災・減災対策に資する非公共事業について、一般補助施設整備等事業債の充実を図り、市町負担を軽減すること。
- 2 農業用ため池事業について、平成30年度までとなっているハザードマップ作成などのソフト対策の国の定額補助期限を延長すること。
- 3 山地災害の復旧、治山施設の長寿命化対策等を計画的かつ着実に進めるため、治山事業に係る予算を十分に確保すること。
- 4 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における海岸保全施設の整備を重点的に推進するため、必要な予算を十分に確保するとともに、起債充当率の嵩上げを行うなど財政措置の充実を図ること。

《現状・課題等》

大阪府北部を震源とする地震や平成30年北海道胆振東部地震、平成30年7月豪雨など、頻発・激甚化する大規模自然災害に備えるため、これまでの対策を早急に見直し、ソフト・ハードの両面から、防災・減災対策を加速させていく必要があります。

1 県では、災害に強い安全・安心な農村づくりに向けて、農業用ため池や排水機場の老朽化・耐震対策、ため池ハザードマップの作成やマップを活用した防災訓練の促進などに、関係者と一体となって取り組んでいます。引き続き、これらの対策を着実に進めるためには、農村地域防災減災事業の十分な予算の確保が必要です。

平成 30 年 7 月豪雨では、防災重点ため池ではない、中山間部の小規模なため池も数多く決壟し、ため池下流の家屋や公共施設等に大きな被害が発生しました。地方の財政状況が厳しい中、今後 3 年間で集中的に行うため池整備等の緊急対策を強力に推進するためには、公共事業等債について、平成 30 年度予備費使用と同様（起債充当率 100%、交付税算入率 80%）の財政措置が必要です。

また、被害の未然防止に必要な施設整備や長寿命化対策など防災・減災対策に資する非公共事業について、公共事業等債と同程度の財政措置（起債充当率 90%、交付税算入率 20%）となるよう、一般補助施設整備等事業債の充実を図り、市町負担を軽減することが求められています。

2 農業用ため池事業のうち、平成 30 年度までとなっているハザードマップ作成などの国の定額補助については、下流の家屋や公共施設等に被害を及ぼす恐れのあるため池が数多く存在することや、今後、国が行う防災重点ため池の基準の再設定をふまえて、指定するため池を見直すことから、制度の延長が必要です。

3 近年、局地的で猛烈な豪雨や地震などに起因する山地災害の頻発、老朽化等による治山施設の機能低下が懸念されています。このため、早急かつ計画的に治山事業を推進するための予算を十分に確保するとともに、国補事業で整備した治山施設約 8 千箇所の適切な維持管理や更新、機能強化等を着実に進める必要があります。

4 県内の漁港海岸保全施設の多くは伊勢湾台風直後に築造されており、老朽化が著しく進んでいます。また、南海トラフ地震発生の緊迫度が増す中、地域住民からは、海岸保全施設の耐震化・長寿命化などの整備を早急かつ着実に進めるよう求められています。しかしながら、これらの整備には多大な費用と長期間を要することから、重点的に推進するための予算を十分に確保するとともに、起債充当率の嵩上げを行うなど(起債充当率100%、交付税算入率80%)、地方財政への影響を緩和する措置が必要です。

担当課名 農林水産部農業基盤整備課、治山林道課、水産基盤整備課
関係法令等 土地改良法、農村地域防災減災事業実施要綱、農山漁村地域整備交付金実施要綱、海岸法、南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する法律、森林法

4 近年の地震・風水害等をふまえた農山漁村地域の防災・減災対策の充実・強化

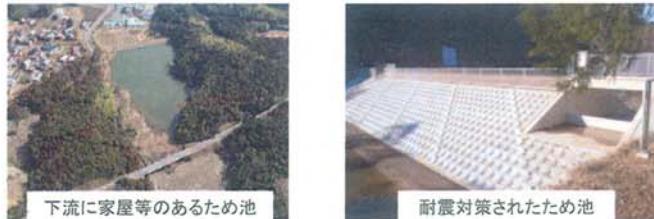
(総務省、農林水産省)

1 農村地域の防災減災予算の確保と財政措置の充実

課題

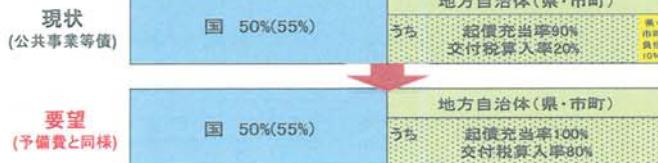
災害に強い安全・安心な農村づくりに向けて、**防災減災事業の十分な予算の確保と起債充当率の嵩上げなど財政措置の充実が必要**

農村地域防災減災事業の十分な予算確保

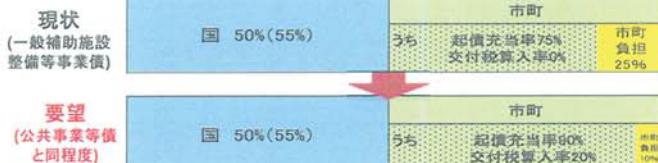


財政措置の充実

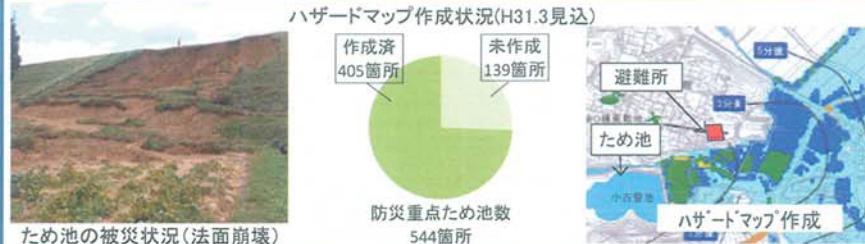
集中的に行うため池整備等の緊急対策



防災・減災対策に資する非公共事業(市町営事業の場合)



2 ハザードマップ作成に係る国の定額補助期限の延長

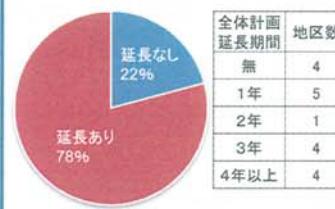


現状・課題

下流に被害を及ぼす恐れのあるため池が数多く存在することや、今後、国が行う防災重点ため池の基準の再設定をふまえて、指定を見直すことから、**ハザードマップ作成などのソフト対策の国の定額補助期限の延長が必要**

3 治山事業に係る十分な予算の確保

復旧治山事業の約8割で進捗に遅れ



大規模な山腹崩壊(大台町)



治山ダムの嵩上げ(いなべ市)

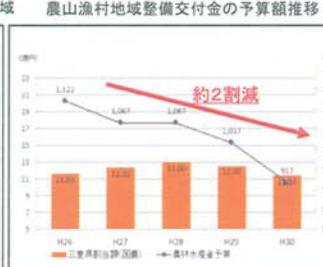


現状・課題

局地的で猛烈な豪雨や地震などに起因する山地災害の頻発、老朽化等による治山施設の機能低下が懸念。治山事業に係る十分な予算の確保と、国補事業で整備した約8千箇所の治山施設の適切な維持管理や更新、機能強化等を着実に進めることが必要

4 海岸保全施設の整備に係る十分な予算の確保と財政措置の充実

南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域 農山村地域整備交付金の予算額推移



現状・課題

南海トラフ地震発生の緊迫度が増す中、老朽化が著しい海岸保全施設の耐震化・長寿命化などの対策が急務。これらの整備には多大な費用と長期間を要することから、**重点的に推進するための十分な予算の確保と起債充当率の嵩上げなど財政措置の充実が必要**

要望
数十年に一度の災害が毎年のように頻発する中、住民の命と暮らしの安全・安心を確保するため、これまでの対策を総点検するとともに、防災・減災対策に係る十分な予算額の確保と必要な財政措置を講じること。

- 1 農業用ため池や排水機場の老朽化・耐震対策の着実な推進に向けて、農村地域防災減災事業の予算を十分に確保するとともに、今後3年間で集中的に行うため池整備等の緊急対策について、平成30年度予備費使用と同様の公共事業等債となるよう財政措置を図ること。また、防災・減災対策に資する非公共事業について、一般補助施設整備等事業債の充実を図り、市町負担を軽減すること。
- 2 農業用ため池事業について、平成30年度までとなっているハザードマップ作成などのソフト対策の国の定額補助期限を延長すること。
- 3 山地災害の復旧、治山施設の長寿命化対策等を計画的かつ着実に進めるため、治山事業に係る予算を十分に確保すること。
- 4 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における海岸保全施設の整備を重点的に推進するため、必要な予算を十分に確保するとともに、起債充当率の嵩上げを行うなど財政措置の充実を図ること。

5 国難レベルの巨大災害に対応するため、事前復興に取り組むことができる財政支援制度等の創設

(内閣府、総務省)

【要望項目】制度・予算

- 1 被災から早期の復旧・復興を果たすため、ハード・ソフトの両面で事前の備えから復旧・復興までを見据えた包括的・体系的な交付金などの財政支援制度を創設すること。
- 2 被災者が早期に生活再建を果たすため、被災者生活再建支援制度へ安定的かつ充実した財政措置を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 東日本大震災から8年目を迎えても、全国の避難者数は5万7千人（復興庁調べ、平成30年9月11日現在）を数え、復興に向けたまちづくりや住宅再建は道半ばの状況にあり、被災地では人口減少にも拍車がかかっています。また、政府の地震調査委員会が公表した南海トラフ地震の30年以内の発生確率は、「70～80%」に引き上げられ、首都直下地震も含め、刻一刻と国難レベルの巨大災害の発生が迫っており、国力を最大限投入して事前対策を行なう必要があります。さらに、三重県南部地域では、大幅な人口減少が見込まれる中、地震により甚大な被害が及ぶと、まちそのものが消滅する事態の発生が危惧されています。
- 2 今年度発生した平成30年7月豪雨では、6月28日から7月8日までの総降水量が四国地方で1,800ミリ、東海地方で1,200ミリを超えるところがあるなど、7月の月降水量平年値の2～4倍となる大雨となったところがありました。また、九州北部、四国、中国、近畿、東海、北海道地方の多くの観測地点で24、48、72時間降水量の値が観測史上第1位となるなど、広い範囲における長時間の記録的な大雨となりました。3大都市圏の水害による被害想定をふまえて、広範囲な大規模水害が発生した場合、国難レベルの水害に発展する危惧もあるため、その対策を急ぐ必要があります。
- 3 東日本大震災からの復興状況では、避難者だけでなく、復興道路等の42%が未完成であり、グループ補助金交付先のアンケート結果では震災直前の水準以上まで売上が回復していると回答した事業者が約45%に止まるなど、復興への道のりは長いものになると想定されます。一方で、防災対策は、全国防災事業が平成27年度限りで終了し、緊急防災・減災事業も2020年度までとなっています。また、早期の生活・住宅再建を可能とするまちづくり整備事業等の充実を図ることが不可欠です。
- 4 防災関連予算は、平成7年度にピークに達し、以後、最も下がった平成22年度に東日本大震災が発生したことから、目前に迫る大規模災害に備え、対策強化に向けた予算の拡充等が必要です。また、南海トラフ地震の被害想定や「三重県の未来を映し出す鏡」といえる東日本大震災の被災地の状況等をふまえると、事前の備えから復旧・復興までを見据えた財政支援制度の創設が必要です。
- 5 被災者生活再建支援基金は、平成29年度末での残高が482億円で、熊本地震等への支払いが継続し、平成31年度末には205億円に減少する見込みであることから、基金へ追加拠出する時期に来ており、被災者生活再建支援基金への安定的かつ充実した財政措置が必要です。また、超大規模災害時には、東日本大震災での対応と同様に特別措置の制度化を図っておくことが必要です。

担当課名 防災対策部防災対策総務課

関係法令等 災害対策基本法、大規模災害からの復興に関する法律、南海トラフ巨大地震対策特別措置法、被災者生活再建支援法等

5 国難レベルの巨大災害に対応するため、事前復興に取り組むことができる 財政支援制度等の創設

(内閣府、総務省)

1 国難レベルの巨大災害発生の危惧

■被害想定(※東日本大震災の被災状況)

| | 南海トラフ地震 | 東日本大震災の死者等 17倍! | 首都直下地震 | 東日本大震災 |
|----------|----------|-----------------|---------|----------|
| 死者・行方不明者 | 323,000人 | | 23,000人 | 19,533人 |
| 全壊失家戸数 | 239万棟 | 全壊家屋 20倍! | 61万棟 | 121,768棟 |
| 一時避難者数 | 950万人 | | 720万人 | 47万人 |
| 仮設住宅数 | 205万戸 | 仮設住宅 17倍! | 94万戸 | 123,723戸 |
| 被害額 | 220.3兆円 | 被害額 13倍! | 95.3兆円 | 16.9兆円 |

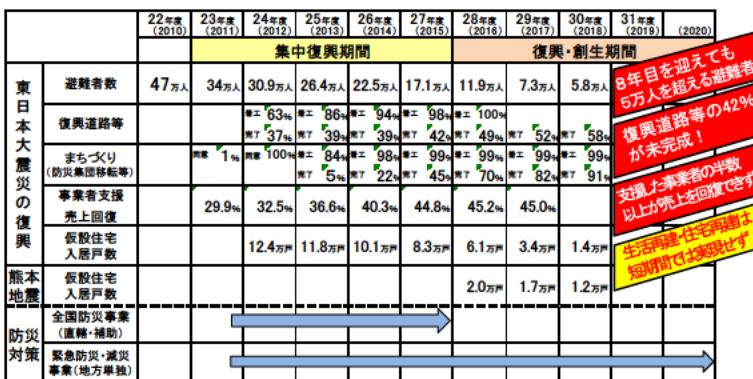
出典 中央防災会議本部「巨大地震対策WG、同首都直下地震対策WG、東日本大震災緊急対策本部、大規模災害時における被災者の住まいの確保策に関する検討会、内閣府

国力を最大限投入した事前対策が必要

2045年には県南部沿岸地域の市町の多くで5割を超える人口減少が生じ、南海トラフ地震の被災により、まちの消滅が危惧される

3 復興への長い道のり

■東日本大震災の復興状況と防災対策



復興の短縮を図るためにには事前の防災対策が重要

2 大規模水害発生の可能性

■被害想定(三大都市圏)

広域大水害なら
死者1万人超!
孤立者数百万人超!

| | 利根川首都圏広域氾濫 | 東京湾高潮氾濫 | 中京圏 | 大阪水害(高潮) |
|--------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------|
| 浸水面積 | 530km ² | 280km ² | 490km ² | 84.5km ² |
| 浸水区域人口 | 230万人 | 140万人 | 120万人 | 100万人 |
| 死者数 | 2,600人 | 7,600人 | 2,400人 | 380人 |
| 孤立者数 | 110万人 | 80万人 | — | 64.2万人 |

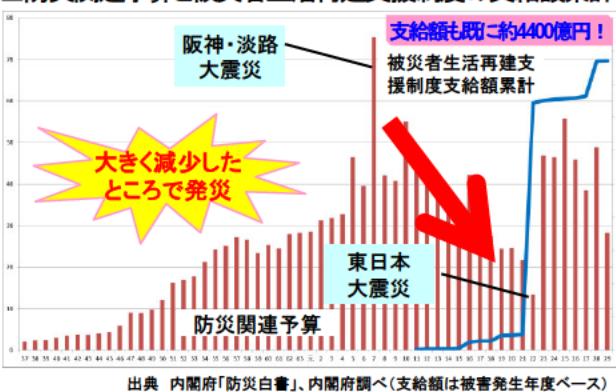
出典 中央防災会議大規模水害対策に関する専門調査会(平成22年4月)

国土交通省水災害に関する防災・減災対策本部(平成28年8月)

平成30年7月豪雨は広域的な被害をもたらしたが、
国難レベルの風水害対策も急務

4 減災対策と復興対策には予算確保が必要

■防災関連予算と被災者生活再建支援制度の支給額累計



事前復興を支援する、包括的な財政支援制度が必要

事前復興を支援する 包括的な財政支援制度の創設

必要性・制度

今後の大規模災害に備え、持続可能な地域を創るため、
○事前復興の考えを取り入れた自由度の高い施設整備交付金の創設

- 南海トラフ地震津波避難対策特別強化 地域で、未だ実施0(ゼロ)件の防災集団移転促進事業に、住宅・土地購入への追加補助や公営住宅整備事業の創設
- 早期の生活・住宅再建を可能とするまちづくり整備事業等の充実

被災者生活再建支援制度への 財政措置

制度

○被災者生活再建支援基金への、安定的かつ充実した財政措置

[残高 23年度(ピーク時) 1,005億円
31年度(見込み) 205億円]

○超大規模災害時の特別措置の制度化

【要望項目】

- 1 被災から早期の復旧・復興を果たすため、ハード・ソフトの両面で事前の備えから復旧・復興までを見据えた包括的・体系的な交付金などの財政支援制度を創設すること。
- 2 被災者が早期に生活再建を果たすため、被災者生活再建支援制度へ安定的かつ充実した財政措置を行うこと。

6 「大阪府北部を震源とする地震」および「平成30年7月豪雨」等で顕在化した課題への対応 (内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、気象庁)

【要望項目】制度・予算

- 1 特別警報等の防災気象情報や地方自治体の避難情報等が、住民の避難行動にいかに結びついているか検証すること。
また、特別警報の発表基準等の精度向上や「避難勧告等に関するガイドライン」の早期見直しを図るとともに、特別警報を含む警報は住民の避難行動に深く関連するため、これらが持つ意味について住民に対し一層の周知を図ること。
- 2 災害時の安否不明者の氏名等の取扱いに係る指針を作成すること。
- 3 大規模災害発生時に早急に電力インフラを復旧できるよう、電力事業者に危機管理態勢の再点検を指導すること。
- 4 帰宅困難者の一時滞在施設確保のための制度化や、地震発生時の鉄道運行情報等の発信のあり方について検討すること。
- 5 公立学校における安全確保対策や教育環境の改善を進めるための施設整備について、十分な財源を確保するとともに、生徒の人命に関わる安全確保対策については、高等学校に対する補助制度を創設すること。あわせて緊急時において迅速かつ柔軟な対応ができるよう、制度の改善を行うこと。
また、避難路沿道建築物の耐震化促進のため、耐震対策緊急促進事業の補助金制度を延長すること。
- 6 大規模災害発生時における踏切の長時間遮断対策について、具体的な対応方針を早急に示すこと。

《現状・課題等》

1 特別警報等と住民避難の関係性検証および特別警報等の一層の周知

平成30年7月豪雨では、避難指示対象者の避難率（市町村が把握している避難所等に避難した人の割合）が平均で約4.6%にとどまっているとの報道もあり（平成30年9月6日付け産経新聞）、特別警報等の防災気象情報や地方自治体の避難情報等が、住民の避難行動に十分に結びついていないことが懸念され、これらの課題を解決することが重要です。

気象庁の観測・予報技術の向上を図るとともに、より適正な避難情報の発令や住民の避難行動につなげるため、「避難勧告等に関するガイドライン」を早期に見直すことが有効です。

有識者からは、「特別警報と自分に危険が迫っていることがつながらないのではないか」、「特別警報など新たな情報が創設されて避難勧告が低く見られたことで、住民が逃げない・困っているのではないか」といった指摘があります。また、防災気象情報は住民の避難行動にも深く関連することから、特別警報を含めた警報が持つ意味を正しく理解してもらえるよう、住民に対して一層の周知を図ることが必要です。

2 災害時の安否不明者の氏名等の取扱いに係る指針の作成

平成 30 年 7 月豪雨における安否不明者の氏名等の公表をめぐっては、地方自治体により公表と非公表に対応が分かれました。その中で岡山県は、当初は非公表としていたものの、7 月 11 日から公表する方針に転換したことにより不明者の特定作業が進みました。

安否不明者の公表で不明者の特定につながった結果、搜索の迅速化やリソースを有効活用できたと評価する意見がある一方で、家族等から非公表を望む声が寄せられる場合もあり、不明者の氏名等の公表は、個人情報保護が絡んだ判断の難しさが指摘されています。

固は、氏名等の個人情報は地方自治体が網羅的に保有しており、地域事情を最も把握している被災自治体で氏名の公表を判断することが望ましいとの見解ですが、多くの安否不明者の発生が想定される南海トラフ地震等の大規模災害発生時に、安否不明者の氏名等の取扱いについて全ての地方自治体で的確な対応がとれるよう、また、地方自治体によって公表内容にはらつきが出ないよう、固による指針の作成が求められます。特に、指針の中では、災害時の氏名等の公表と、個人情報の保護に関する法律との関係を明確にする必要があります。

3 電力事業者への危機管理態勢に係る再点検の指導の徹底

平成 30 年 9 月 6 日未明、北海道胆振東部地震発生直後に、北海道全域に及ぶ約 295 万戸の大規模かつ長時間の停電が発生し、道民生活に多大な影響を生じさせるとともに、地震による全被害額 3,675.5 億円の 35.9% を占める 1,318 億円が停電の影響による商工被害額として推計されました。(10 月 3 日現在)

経済産業大臣から電力広域的運営推進機関に対して大規模停電に係る検証の指示がありましたが、原因の徹底究明とともに、予防対策および早期復旧対策を講じるよう、電力事業者への危機管理態勢に係る再点検の指導を徹底する必要があります。

また、本県でも台風第 21 号の被害により延べ約 29 万戸、ピーク時には県内の約 3 分の 1 (契約件数ベース) が停電し、県民生活に大きな影響を与えました。復旧作業の日途を早期に立て、国民が安心して生活を続けられるよう、電力事業者に対してきめ細かな情報発信を行うよう要請する必要があります。

4 帰宅困難者対策の充実

大阪府北部を震源とする地震では、発生当日に多くの鉄道が運行を見合わせるなど、交通機能がまひし、多くの帰宅困難者が生じるとともに、鉄道の運行再開やその見通しの情報が帰宅困難者にはうまく伝わりませんでした。

帰宅困難者の動きをリアルタイムで把握する手段の確保や、地震発生時の鉄道運行再開を早期に図る方策や運転再開に関する情報等の発信のあり方について、固において検討することが必要です。

また、帰宅困難者が避難する一時滞在施設の確保や、その備蓄に係る財政支援を行うとともに、地方自治体が民間施設所有者の協力を得るため、発災時の損害賠償責任が施設所有者に及ばないよう、早期に制度化を図ることが必要です。

5 ブロック塀の撤去・改修、エアコンの設置

学校施設では、大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀倒壊事故を受けたブロック塀の撤去・改修等の安全対策や、今夏の猛暑を受けた空調の設置といった環境改善が喫緊の課題となっており、十分な予算確保が必要です。今後も、自然災害等を契機として、こうした緊急事案が発生した場合、学校設置者が迅速かつ柔軟に対応できるよう、申請期日の取扱いの見直しや事業計画の速やかな内定の手続が必要です。また、ブロック塀の撤去・改修や空調の設置など生徒の人命に関わる安全対策は全ての高等学校で必須であり、国の支援が必要です。

民間のブロック塀は所有者の管理に委ねられ、現行の構造基準を満たしていない物も多く存在します。既存のブロック塀で現行の基準を満たさないなど危険な状態にあるものは、除却等の改善を促進するため補助金による支援が必要です。

6 大規模災害発生時における踏切の長時間遮断対策に係る対応方針の提示

大阪府北部を震源とする地震では、踏切が長時間遮断されたことにより、渋滞の発生や、救急車の到着が遅れるなどの支障が相次ぎました。

国土交通省では東日本大震災を受け、平成24年3月に「大規模地震に備えた踏切対策協議会」が開催されました。また、平成24年7月に内閣府がまとめた『防災対策推進検討会議最終報告』では、津波発生時における避難方法は原則徒歩とした上で、自動車避難についても条件付きで検討できると示されました。平成30年6月には、大阪府北部を震源とする地震での事案をふまえ、「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」も開催されたところですが、現在も対応策の提示には至っていません。

本県では、大規模地震発生時、特に津波からの自動車による避難については、要配慮者の避難や津波到達時間、避難所までの距離を勘案して地域を限定して検討するとの考え方を示したところですが、遮断機が下りたままとなる鉄道踏切に係る国の指針が示されていないことから、検討が進まない状況にあります。

近い将来、発生が懸念される南海トラフ地震およびこれに伴う津波に対する地域住民の不安が非常に大きいことから、踏切遮断に係る国の対応方針を速やかに示すことが必要です。

担当課名 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課、雇用経済部ものづくり・イノベーション課、県土整備部住宅政策課、建築開発課、教育委員会事務局学校経理・施設課

関係法令等 災害対策基本法、気象業務法、個人情報の保護に関する法律、電気事業法、鉄道営業法

6 「大阪府北部を震源とする地震」および「平成30年7月豪雨」等で顕在化した課題への対応

(内閣府、文部科学省、経済産業省、国土交通省、気象庁)

課題 1 防災気象情報や自治体の避難情報等が住民の避難行動に結びついていない

- 平成30年7月豪雨では、多くの地域に特別警報が発表されたが避難指示対象者の避難率は平均**約4.6%**(報道)にとどまる

☞ 避難情報の意味を理解できなかった。
☞ 自分の家は安全だと思った。

避難勧告等に関するガイドラインの見直しや、警報や避難情報等が持つ意味の一層の周知が必要

課題 4 交通機能がまひし、多くの帰宅困難者が発生

- 大阪府北部を震源とする地震では、
 - ・朝の通勤ラッシュ時に発生し、帰宅困難者が続出！
 - ・鉄道各社によると、地震の影響人員は**270万人超**！
 - ・交通機能がまひし、**復旧が夜になるところも！**

一時滞在施設確保のための制度化や鉄道運行情報等の発信を検討することが必要



課題 2 災害時の安否不明者の氏名等の取扱いが、自治体により異なる

- 平成30年7月豪雨では、安否不明者の氏名等の公表について、3県の対応が分かれる

| | 岡山県(7/11) | 広島県(7/14) | 愛媛県(7/13) |
|-------|-------------|--------------|---------------------------|
| 安否不明者 | 氏名・住所・年齢を公表 | 名字をカタカナ表記で発表 | 家族の同意を条件に公表 (実際の公表はゼロ) |
| 行方不明者 | | 非公表 | |

迅速な特定作業 ← → 個人情報保護

県や市町による公表判断は、個人情報保護が絡むため、困難
災害時の安否不明者の氏名等の取扱いについて、国の指針が必要

課題 5 地震や異常気象から、通学路や学校施設での子どもの安全等を確保

- ブロック塀の撤去・改修など

- ・公立小中学校・高校等における安全確保対策が不十分
⇒緊急的に対応が必要
- ・通学路の安全確保のため、民有地のブロック塀対策の推進
⇒支援制度の創設などが必要



○異常気象対策

- ・エアコンの設置など、公立小中学校や高校等における環境整備が必要

学校施設等におけるブロック塀の撤去・改修、エアコン設置等の早急な実施が必要

課題 3 被害の拡大防止や速やかな復旧・復興に向けて、停電対策が必要

- 北海道胆振東部地震では、北海道全域で「ブラックアウト」が発生

- ・大規模災害時の電力インフラの復旧態勢に不備
- ・復旧に関する情報不足やデマが発生し、住民の不安を増長

- 台風第21号でも「大規模停電」が発生

- ◆三重県内の停電状況
 - ・延べ約29万戸
 - ・ピーク時は県内の約3分の1が停電(契約件数ベース)

災害時の危機管理態勢の再点検について
電力事業者への指導が必要

課題 6 踏切の長時間遮断により、渋滞の発生や救急車の到着遅延などが発生

- 大阪府北部を震源とする地震では

- ・救急車到着が遅延(大阪府摂津市) 通常 7分 ⇒ 42分も

○東日本大震災

- ・渋滞が発生し、避難所へたどり着けない事例
(岩手県、宮城県、福島県の5市町)



- ◆三重県北中部
 - ・避難や緊急車両通行時に道路が踏切で分断されるおそれ
⇒現状では指針が無く、避難の検討が進まない。

大規模災害発生時における踏切に係る国の方針が必要

【要望項目】

- 1 特別警報等の防災気象情報や地方自治体の避難情報等が、住民の避難行動にいかに結びついているか検証すること。また、特別警報の発表基準等の精度向上や「避難勧告等に関するガイドライン」の早期見直しを図るとともに、特別警報を含む警報は住民の避難行動に深く関連するため、これらが持つ意味について住民に対し一層の周知を図ること。
- 2 災害時の安否不明者の氏名等の取扱いに係る指針を作成すること。
- 3 大規模災害発生時に早急に電力インフラを復旧できるよう、電力事業者に危機管理態勢の再点検を指導すること。
- 4 帰宅困難者の一時滞在施設確保のための制度化や、地震発生時の鉄道運行情報等の発信のあり方について検討すること。
- 5 公立学校における安全確保対策や教育環境の改善を進めるための施設整備について、十分な財源を確保するとともに、生徒の人命に関わる安全確保対策については、高等学校に対する補助制度を創設すること。あわせて緊急時において迅速かつ柔軟な対応ができるよう、制度の改善を行うこと。
また、避難路沿道建築物の耐震化促進のため、耐震対策緊急促進事業の補助金制度を延長すること。
- 6 大規模災害発時における踏切の長時間遮断対策について、具体的な対応方針を早急に示すこと。